

放課後の居場所マップ



マップはHPからもご覧いただけます。

キッズ・プラザ、児童館、学童クラブの様子を動画でご覧いただけます。

Q&A

Q1. 利用したい場合、申し込みは必要ですか？

- 児童館は利用者カードを初回利用時に提出してもらいます。
- キッズ・プラザは電子申請により利用登録します。
- 学童クラブは申請書、就労証明書等による申請が必要です。

Q2. 学校から直接利用できますか？

- 児童館は一度家に帰ってから利用します。
- キッズ・プラザはご家庭での約束に応じて学校から直接利用することもできます。また、一度家に帰ってからの利用もできます。
- 学童クラブは学校から直接学童クラブに行きます。

Q3. 保護者のお迎えは必要ですか？

- 児童館、キッズ・プラザはお迎えの必要はありませんが、利用の前に自宅までの経路をお子さんと確認してください。お迎えに来ていただくことも可能です。
- 学童クラブは18時以降に帰宅する場合、お迎えが必要です。

お問い合わせ

中野区 子ども教育部
 育成活動推進課 学童クラブ事業係
 電話 3228-8884

メール: tiikikodomotyousei@city.tokyo-nakano.lg.jp

令和7年10月



知ろう！見つけよう！ 放課後の居場所 過ごし方



放課後ってどう過ごせばいいの？

小学生になると、子どもたちは自分で時間や行動を管理しながら行動範囲や世界を広げていきます。学校での生活が始まると半日以上を学校で過ごし、下校時間は1年生でも5月には2時半頃になります。

放課後の時間をどのように過ごすのか、自立した放課後を過ごせるようになるための後押しをどうするのか、今までつないできた手を離していくタイミングはどうすればいいのかなど、保護者の皆さんの不安は尽きないかもしれません。

そこで

中野区では小学生の放課後の居場所として、児童館・ふれあいの家やキッズ・プラザ、学童クラブを設置しています。
お子さんに合った居場所を見つけましょう。

児童館、キッズ・プラザ、学童クラブの

同じところ

どの施設も小学生が安心して過ごせる放課後の居場所です。専任の職員が子どもたちの遊びや活動を見守り、けがやトラブルにも対応します。

違うところ

児童館、キッズ・プラザは誰でも無料で過ごせる自由な居場所です。お子さん自身で時間を管理して過ごします。
学童クラブは利用するための要件があり、保育料(5,600円)がかかります。利用予定に従って職員が入退室の管理をしながら自立に向けて支援します。

中野区内の放課後の居場所

事業名	児童館 ふれあいの家 	キッズ・プラザ 	学童クラブ 
利用対象	0～18歳の児童は誰でも利用できます。 ※乳幼児は保護者同伴	中野区在住・在学の小学生は誰でも利用できます。	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生(4～6年生は特別な支援を必要とする小学生) ※利用要件あり
開設日時	○基幹型児童館 【月・火・木・土曜日】午前10時～午後6時 【水・金曜日】午前10時～午後7時 ○乳幼児機能強化型児童館 【月～日曜日】午前10時～午後7時まで ○上記以外 【火～土曜日】午前10時～午後6時 ※祝日・年末年始はお休み	【月曜日～金曜日・授業のある土曜日】 当該小学校の授業終了時～午後6時 【授業のない土曜日・学校休業日】 午前8時30分～午後6時 ※祝日・年末年始はお休み	【月曜日～金曜日・授業のある土曜日】 当該小学校の授業終了時～午後7時 【授業のない土曜日・学校休業日】 午前8時～午後7時※ ○民設民営は午後8時まで ※祝日・年末年始はお休み ※令和8年度からは午前7時30分～午後7時
特徴	○学校授業終了後一度帰宅してから利用します。 ○担当の職員が児童館内や遊園での遊びを見守ります。 ○家庭での約束に応じて利用中の出入りは自由です。 ○幅広い年齢層の利用があり、異年齢での遊びや活動をおこなっています。 ○給食のない日は、ご相談に応じてお弁当を食べるスペースを提供します。	○学校授業終了後直接利用(在籍する小学校の児童のみ)、または一度帰宅してから利用のどちらも可能です。 ○担当の職員が活動室や校庭、体育館などで遊びを見守ります。 ○家庭での約束に応じて利用中の出入りは自由です。 ○おやつを食べることはできません。 ○給食のない日は、お弁当を食べるスペースがあります。	○学校授業終了後直接利用します。 ○学童クラブ専用室があり、担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握します。 ○子どもの状況や利用日時などを保護者と確認します。また、保護者会や個人面談等があります ○利用中に中抜けはできません。 ○おやつの提供があります。
利用料	【無料】	【無料】	【有料】月5,600円(おやつ代含む) ○民設民営の学童クラブも同額です。
登録方法	児童館に「利用者カード」を提出します。	利用したいキッズ・プラザのホームページから電子申請での利用登録が必要です。	申請書、就労証明書など必要な書類を添えて利用申請が必要です。利用要件等の審査後利用が決定します。
入退館(室)管理	来館者名簿に来館時間、帰る時間を記入	キッズ・プラザ、学童クラブは利用者管理システムにより入退室を管理します。事前に登録した方は入退室のメール配信を受け取ることができます。	
活動の様子	異年齢の友だち、地域の大人と交流しながら様々な体験をすることができます。 	活動室や校庭、体育館などでのびのびと遊ぶことができます。 	保護者の就労等で保護が必要なお子さんをサポートします。 児童館やキッズ・プラザの友だちと一緒に過ごすことができます。 